現行

VI 監督上の評価項目と諸手続(保険媒介業務)

VI-1 業務の適切性

Ⅵ-1-1 保険媒介業務管理態勢

Ⅵ-1-1-1 適正な保険媒介業務管理態勢の確立

(1)~(3) (略)

(4) 保険媒介人の教育・管理・指導

保険媒介業者においては、保険媒介業務に関する法令等の 遵守、保険契約に関する知識、内部事務管理態勢の整備(顧 客情報の適正な管理を含む。)等について、社内規則等に定 めて、保険媒介人の育成、資質の向上を図るための措置を講 じるなど、適切な教育・管理・指導を行っているか。

① 保険媒介人の教育について

保険商品の特性に応じて、顧客が十分に理解できるよう、 多様化した保険商品に関する十分な知識や保険契約に関する 知識の付与及び適切な保険媒介業務の遂行のための十分な教 育を行っているか。

②・③ (略)

Ⅵ-1-1-2 保険契約の締結の媒介上の留意点

(1)~(3) (略)

(4) 準用保険業法第 294 条の 2 関係 (意向の把握・確認義務)

改正案

Ⅵ 監督上の評価項目と諸手続(保険媒介業務)

Ⅵ-1 業務の適切性

Ⅵ-1-1 保険媒介業務管理態勢

Ⅵ-1-1-1 適正な保険媒介業務管理態勢の確立

(1)~(3) (略)

(4) 保険媒介人の教育・管理・指導

保険媒介業者においては、保険媒介業務に関する法令等の 遵守、保険契約に関する知識、内部事務管理態勢の整備(顧 客情報の適正な管理を含む。)等について、社内規則等に定 めて、保険媒介人の育成、資質の向上を図るための措置を講 じるなど、適切な教育・管理・指導を行っているか。

① 保険媒介人の教育について

保険商品の特性に応じて、顧客が十分に理解できるよう、 多様化した保険商品に関する十分な知識や保険契約に関する 知識の付与及び適切な保険媒介業務の遂行のための十分な教 育を行っているか。

また、公的保険を補完する民間保険の趣旨に鑑みて、公的 保険制度に関する適切な理解を確保するための十分な教育を 行っているか。

②・③ (略)

Ⅵ-1-1-2 保険契約の締結の媒介上の留意点

(1)~(3) (略)

(4) 準用保険業法第 294 条の 2 関係 (意向の把握・確認義 務)

現行

保険媒介業者は、準用保険業法第 294 条の 2 の規定に基づき、顧客の意向を把握し、これに沿った保険契約の締結等の提案、当該保険契約の内容の説明及び保険契約の締結の媒介等に際して、顧客の意向と当該保険契約の内容が合致していることを顧客が確認する機会の提供を行っているか。

① 意向把握・確認の方法

意向把握・確認の方法については、顧客が、自らの抱えるリスクやそれを踏まえた意向に保険契約の内容が対応しているかどうかを判断した上で保険契約を締結することを確保するために、取り扱う商品や保険契約の締結の媒介の形態を踏まえ、保険媒介業者の創意工夫による方法で行っているか。

改正案

保険媒介業者は、準用保険業法第 294 条の 2 の規定に基づき、顧客の意向を把握し、これに沿った保険契約の締結等の提案、当該保険契約の内容の説明及び保険契約の締結の媒介等に際して、顧客の意向と当該保険契約の内容が合致していることを顧客が確認する機会の提供を行っているか。

① 意向把握・確認の方法

意向把握・確認の方法については、顧客が、<u>自らのライフプランや公的保険制度等を踏まえ、</u>自らの抱えるリスクや<u>それに応じた保障の必要性を適切に理解しつつ、</u>その意向に保険契約の内容が対応しているかどうかを判断したうえで保険契約を締結するよう図っているか。そのために、公的年金の受取試算額などの公的保険制度についての情報提供を適切に行うなど、取り扱う商品や募集形態を踏まえ、保険媒介業者の創意工夫による方法で行っているか。